

## 一、地方公共団体への財政負担の転嫁

仮に現在の国庫補助制度が廃止された場合には、地方公共団体が独自の財源で、適時適切な予算措置をする必要があり、ときに巨額の負担を強いられる場合も大いに考えられる。

特に史跡等購入補助金等の公共事業関係の国庫補助負担金については、廃止されても地方に財源が移譲されるか否か不透明であり、仮に移譲されないとなると、史跡の公有化事業がとん挫してしまうおそれがある。

また、地方公共団体が国宝・重要文化財等の民間所有者に対して行っている財政的支援は、国の補助制度と不可分の関係にあり、国の補助制度が衰退すれば、地方における民間向けの文化財保護支援策も大きく後退してしまうおそれがある。

このような状況に陥ったとき、地方公共団体は住民に対し、国の財政負担を地方に転嫁された結果であると説明するほかなく、このような制度の改正は容認することはできない。

平成16年6月29日

全国史跡整備市町村協議会

会長 大川 靖則

(社)全国国宝重要文化財所有者連盟

理事長 野坂 元良

全国伝統的建造物群保存地区協議会

代表者 野村 興兒

## ◎その後の経過

その後7月29日の全文連顧問会（前掲）においても重要事項として要望したところですが、8月25日に朗報がありました。8月24日に示された地方6団体の「国庫補助負担金等に関する改革案」において国宝・重要文化財等保存整備費補助金、国宝・重要文化財等保存活用施設整備費補助金、史跡等購入費補助金については、廃止を提案しない国庫補助金とされ従来どおり国庫補助制度として存続することになりました。

皆様の御支援・御協力に感謝します。